



## 稲城榎戸土地区画整理事業のお知らせ (No.48)

令和7年6月2日

稲城市役所 都市環境整備部 区画整理課（市役所3階）

電話 042-378-2111 内線344・345

稲城市HPではお知らせのカラー版が御覧いただけます。

■アクセス方法 [トップページ](#)>[まちづくり](#)・環境>[まちづくり](#)・景観

[>土地区画整理事業](#)>[市施行土地区画整理事業](#)>[土地区画整理事業のお知らせ](#)

日頃より、榎戸土地区画整理事業につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
今回のお知らせは、①令和7年度の事業計画について ②審議会審議委員の改選について ③審議会の開催状況について ④事業計画の変更について ⑤矢野口公園の利用について ⑥矢野口自治会館周辺都市計画変更について、お知らせいたします。

関係権利者の皆様方には、今後もご理解とご協力を贈りたく、よろしくお願いいたします。



### ① 令和7年度の事業計画について

#### (1) 整地工事及び区画道路築造工事

令和7年度は、令和6年度にご協力いただいたエリアの整地工事及び区画道路築造工事を行います。なお、令和6年度に実施した移転をもちまして、平成6年からスタートした建物移転は全て完了しました。今後は、道路や公園の整備を実施してまいります。

#### (2) 歩道整備及び安全施設設置工事

令和6年度に電線共同溝工事を実施した多7・5・3宿榎戸線の歩道舗装整備、歩道と車道の間に横断抑止柵を設置する安全施設設置工事を行います。

#### (3) 吉方公園整備工事

緑と環境課にて、吉方公園の整備を行います。併せて多7・5・2号公園通り梨の道線の暫定整備及び吉方公園東側の水路築造工事を行います。

地区内にお住いの皆様には、工事期間中の一時的な通行止めや騒音等、ご不便をお掛けいたしますが、ご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

### 多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業計画図



## ② 審議会審議委員の改選について

稲城榎戸土地区画整理審議会委員の任期満了に伴う選挙につきまして、令和7年3月30日に行われましたが、土地所有者委員、借地権者委員ともに立候補者の数が定数と同数であったため、8名の立候補者はそのまま当選人となり、令和7年3月31日付で正式に決定されました。

また、多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程で定められた市長が選任する学識経験者2名についても、同日付で選任いたしましたのでお知らせいたします。

任期は、令和7年4月16日から令和12年4月15日までの5年間となります。

### 1. 土地の所有者のうちから選挙された委員

(届出順)

(定数7名)

| 氏 名                    | 備 考 |
|------------------------|-----|
| 井 西 利 夫 (いにし としお) 様    | 新 任 |
| 原 田 實 (はらだみのる) 様       | 再 任 |
| 井 上 裕 由 (いのうえ ひろよし) 様  | 再 任 |
| 原 田 正 美 (はらだ まさみ) 様    | 再 任 |
| 角 田 賢 司 (かくた けんじ) 様    | 再 任 |
| 白 石 田 鶴 子 (しらいし たづこ) 様 | 再 任 |
| 渋谷 眞 澄 (しぶや ますみ) 様     | 再 任 |

### 2. 宅地について借地権を有する者のうちから選挙された委員

(届出順)

(定数1名)

| 氏 名                 | 備 考 |
|---------------------|-----|
| 下 田 隆 夫 (しもだ たかお) 様 | 再 任 |

### 3. 学識経験を有する者のうちから選任された委員

(届出順)

(定数2名)

| 氏 名                 | 備 考 |
|---------------------|-----|
| 原 嶋 弘 (はらしま ひろし) 様  | 再 任 |
| 原 田 龍 次 (はらだ たつじ) 様 | 再 任 |

## ③ 審議会の開催状況について

令和7年5月7日に行われた榎戸土地区画整理審議会の内容をご報告いたします。審議会委員改選後、初となる第94回の審議会において、審議会制度や事業計画の説明、会長及び会長代理の選出等を行いました。

会長には、原嶋 弘委員、会長代理には、原田 龍次委員が選出されました。

## ④ 事業計画の変更について

榎戸地区につきまして、平成元年度に着手し、令和10年度までの事業完了に向けて事業を進めてまいりました。令和6年度をもちまして建物移転が完了し、今後の事業展開が見えてきたことから、今後の工程を改めて精査した結果、道路や公園の整備工事及び換地処分までの期間を6年、清算期間を5年追加し、施行期間を合計11年延伸させていただきました。より、安全に配慮した道路整備や、関係者の方々に丁寧なご案内を進めていくため、皆様のご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

|                      |                |   |                  |
|----------------------|----------------|---|------------------|
| 【事業期間の変更】            | 平成元年度 ～ 令和10年度 | ⇒ | 平成 元 年度 ～ 令和21年度 |
| 道路、公園整備工事及び換地処分までの期間 | ～ 令和10年度       | ⇒ | 平成 元 年度 ～ 令和16年度 |
| 清算期間                 | ～ 令和10年度       | ⇒ | 令和17年度 ～ 令和21年度  |

## ⑤ (仮称) 矢野口公園の利用について

矢野口自治会館東側にある(仮称)矢野口公園につきまして、本整備をするまでの間、暫定的な整備を実施し、令和7年3月から地域の皆様への一般開放をしております。利用者の皆様には、周囲のご迷惑にならないように、マナーを守り防球ネット内でご利用下さい。特に防球ネットの外ではボール遊びは禁止です。また、防球ネットの内から外にボールが飛び出さないようにご注意をお願い申し上げます。マナーが守られない状況が続いた場合、ボール遊びを禁止することになりかねないので、ご利用される方のご理解とご協力をお願い申し上げます。

## ⑥ 矢野口自治会周辺都市計画変更について

現在、暫定的に開放している矢野口自治会館北側広場につきまして、住民の方々より今後も広場として利用したいと強い要望をいただいております。市としても自治会館という地域のコミュニティの核となる施設には地続きとなる広場がある方が望ましいと考え、矢野口公園の南多摩尾根幹線沿道部分の土地と交換を行い、矢野口自治会館北側広場を公園として位置付けてまいります。併せて多7・5・2号公園通り梨の道線の30m区間の幅員を狭めることで矢野口自治会館から矢野口公園までを横断する歩行者の安全性を確保するとともに、矢野口公園の面積が大きくなります。なお、都市計画変更につきましては、令和7年6月27日に矢野口自治会館にて説明会を行いますので、同封している「稲城榎戸地区の都市計画変更案に関する説明会及び縦覧のお知らせ」をご覧ください。

## 消防署からお願い

区画整理地区内で119番通報をされる場合は、住所とともに、区画整理地区内である旨をお伝えください。

事業に関するご意見、ご相談がございましたら、区画整理課公共施行係までお気軽にご連絡ください。

連絡先：042-378-2111 (内線344・345) 担当：島原・田中・安保

